

教職員と生徒との連絡手段に関する校内規定

この規定は、北海道真狩高等学校において、教職員と生徒との連絡手段に関する校内規定（ガイドライン）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 学校や教職員が、生徒、保護者から個人情報を入手する際には、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められる。そのため、その個人情報が適切に扱われることは重要である。

（連絡手段の適用対象）

第2条 連絡手段の適用対象は次のとおりとする。

携帯電話・スマートフォンの電話番号、電子メールアドレス及び、LINE、フェイスブック、ツイッター等のSNSアカウント。

（連絡手段を使用する場合）

第3条 連絡手段を使用する場合は、次のとおりとする。

- 1 使用者は次の（１）、（２）の場合に限定する。
 - （１）クラス担任が自クラスの生徒に対して連絡する場合。
 - （２）部活動の顧問が、自らが担当する生徒に対して連絡する場合。
 - （３）（１）、（２）とも後日に口頭などで連絡できるものは除く。
- 2 内容は次の（１）、（２）の場合に限定する。
 - （１）教職員の側からの連絡は、予定連絡や確認など一方的な事務連絡のみとし、相談のような双方向のやり取りは、学校または寮において対面した上でおこなうこととする。
 - （２）生徒の側からの連絡は、欠席等の事務連絡のみとし、それ以外は学校において対面した上でおこなうこととする。

（生徒からの個人情報の取得）

第4条 生徒からの個人情報の取得は次のとおりおこなうものとする。

- （１）教職員が生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上でおこなうこと。なお、許可は単年度とし、毎年度当初に許可願によりおこなうこと。
- （２）生徒の電話番号等の個人情報を取得する際は、保護者の理解を得ること。
- （３）管理職の許可および保護者の理解を得る際は、電話番号等を取得する対象範囲、取得する個人情報の種類、使用目的および使用期間を明確にすること。
- （４）生徒の個人情報について、使用期間が過ぎたり、使用目的に照らして不要になった段階で、速やかに当該個人情報の廃棄をおこなうこと。

(保護者からの個人情報の取得)

第5条 教職員が生徒の保護者から電話番号等の個人情報を取得する際は、第4条の(1), (3), (4)に準じて行うこと。

(教職員による生徒、保護者への個人情報等の提供)

第6条 教職員による生徒、保護者への個人情報等の提供は次のとおり行うものとする。

- (1) 教職員が生徒及び保護者に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得た上でおこなうこと。
- (2) 管理職の許可を得る際には、情報の種類や提供先の範囲を明確にすること。

(校内規定(ガイドライン)の周知と有効性の検証)

第7条 校内規定(ガイドライン)の周知と有効性の検証は次のとおり行うものとする。

- (1) 本校内規定(ガイドライン)を設定したことやその内容を生徒・保護者に速やかに伝え、理解と協力を求めるものとする。
- (2) 本校内規定(ガイドライン)の適切さや有効性を常に検証し、改善が必要な場合は、速やかにそれをすすめるなど、よりよいものとするよう努めるものとする。

(個人情報取得許可、情報提供願の提出)

第8条 個人情報取得許可、情報提供願の提出は次のとおり行うものとする。

- (1) 教職員が生徒から個人情報を取得する場合は、「生徒および教職員の電話番号等取得許可・情報提供願」(別紙様式1)により行い、学校長に申請しなければならない。
- (2) 教職員が生徒から個人情報を取得する場合は、「生徒との連絡手段に係る個人情報の取得について(お願い)」(別紙様式2)により、生徒を通じて保護者へ通知を行い、保護者の理解を得た上で、取得する個人情報の範囲を明確にすることに留意して行わなければならない。

平成31年4月1日より施行する。